

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 いじめ被害者を継続的に保護するために

質問要旨

市立学校で起きたいじめを当該学校や市教育委員会が認知している場面を考える。いじめの被害者は、少なくとも市立学校を卒業するまでの間、いじめの悪影響から保護されなければならない。そのためには保護する立場の人々が背景情報の共有及び理解をしている必要がある。また長期的にどのようなイベントが起きても「関係者間で情報共有が行われ、いじめ被害者が保護されている状態」は保持されなければならない。特に、進級、進学、転学、教職員や校長の交替などの「保護する立場にある人々が入り替わるようなイベント」が起きる際は最も注意が必要だ。情報や対応の継続性が非常に重要であることを、すべての関係者が十分に認識できるよう、基本方針や具体的方針の中で明文化しておく必要がある。いじめに関する文書としては市教育委員会による「小平市いじめ防止基本方針」と各市立学校における「学校いじめ防止基本方針」がある。しかし両者の関係性等に疑問があるため、以下質問する。

1. 「小平市いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止基本方針」の関係性は。
2. 進級、進学、転学など、いじめ被害者を保護する立場の人々が入り替わる際は、いじめ被害者を保護するための適切な情報共有と適切な対応が必要だ。市立小学校の学校いじめ防止基本方針では 19 校中 13 校が「いじめの問題に関する指導記録等について適切に引継ぎや情報提供を行う」という風に書かれている一方、残り 6 校はそういった記載が見当たらないことについて見解は。
3. 花小金井小学校の学校いじめ防止基本方針には令和 4 年度時点で「被害の児童、加害の児童について進学先である中学校に情報を提供することで、いじめが繰り返されることのないようにする」という記載があったが、現在の同方針ではこの記述がなくなっている。理由は何か。また見解は。
4. 小平市いじめ防止基本方針には「日常的、定期的に『学校いじめ対策委員会』を核として児童・生徒の情報を共有し、いじめの問題等に関する指導内容を記録するとともに、児童・生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行うなど、組織的に対応する。」とある。このように市の基本方針に書かれていることについて、各校の学校いじめ防止基本方針には同趣旨の文言を書かなくてもよいといった考え方があるのか。見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
